

社会福祉法人箕面市社会福祉協議会 稲デイサービスセンター
指定第一号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人箕面市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する稲デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定第一号通所事業（通所介護相当サービス）（以下「通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じた自立した日常生活を居宅において営むことができるよう通所介護相当サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能低下・軽度認知症等のリスクを把握し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持・回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

- 2 通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努め、利用者の日常生活動作能力などの向上のために必要な見守り・手助け・専門的な相談助言を行い、住民主体による支援等の多様なサービスの利用や、運動・レクリエーション等への取組を促進することにより、利用者の自立支援・介護予防・重度化予防に努めるものとする。
- 4 通所介護相当サービスの提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、関係市町村、医療機関、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、箕面市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人箕面市社会福祉協議会 稲デイサービスセンター
- (2) 所在地 大阪府箕面市稲一丁目14番5号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所と従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画、介護予防通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明を行うものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

(3) 介護職員 4名以上

(4) 看護職員 1名以上

(5) 機能訓練指導員 1名以上

通所介護従事者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時45分から午後3時45分までとする。

(通所介護相当サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日1単位 30名とする。

(通所介護相当サービスの内容)

第8条 通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 給食サービス
- (2) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- (3) 機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

第9条 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、箕面市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、820円を徴収する。
- 3 おむつ代については、実費相当額を徴収する。
- 4 その他、通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 キャンセル料については、通所介護利用日当日にお休みをされた際には食料費相当(500円)をキャンセル料として徴収する。ただし、新型コロナウイルス感染症など感染拡大が予測され当施設より休みをお願いする際や急な天候不良や自然災害などにより施設を休止する際はこの限りではない。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 通所介護相当サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、箕面市の被保険者は箕面市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は通所介護相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、通所介護相当サービスの提供により事故（利用者の行方不明、食中毒、感染症を含む）が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、通所介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所介護相当サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

る。

- 2 事業所は、通所介護相当サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人箕面市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第19条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を箕面市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所介護相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。